

防整技第7361号  
28.4.1  
一部改正 防整技第3083号  
31.2.27

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
( 公 印 省 略 )

工事現場の迅速対応指針について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

## 工事現場の迅速対応指針

## 1 目的

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）の工事現場において、予見不可能な諸問題が発生した場合、発注者の意思決定に時間がかかり、実働工期が短くなったため工事の品質が確保されないケースが発生している。そのため、発注者は「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要がある。

「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」は「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。また、「担当職員の技術力の向上」、「部内での意思疎通の徹底」及び「工事監督官と受注者間のコミュニケーションの向上」を目的とするものである。なお、本取組は工事監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

## 2 実施方法

本指針は工事施工中に発生する諸問題に対し、効率的かつ効果的な現場施工及び監督業務を行うための取組である。発注者として取るべき対応は以下のとおりとする。

- (1) 受注者に対し、現場の問題点、協議事項等の迅速な提出を求めるため、下記記載例の内訳を特記仕様書にて記載すること。

また、当該工事の工事監理業務等に対しても同様の措置をとること。

(記載例)

- 1 この工事は「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
  - ・「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは  
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 問題が発生した場合は速やかに文書又は情報共有システムのワークフロー機能にて工事監督官へ報告すること。
- 3 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に工事監督官と協議を行うこと。
- 4 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異差が生じた場合は速やかに文書又は情報共有システムのワークフロー機能にて工事監督官へ報告すること。

- 
- (2) 受注者への回答は、基本的に「その日のうち」に文書又は情報共有システムのワークフロー機能にて実施すること。
  - (3) (2)において、即日回答が困難な場合は受注者と協議のうえ、計画工程に遅れが生じないような措置を執り、「回答期限」を設け、その回答を「その日のうち」に文書又は情報共有システムのワークフロー機能にて実施すること。
  - (4) 設定した「回答期限」を超過することが明らかになった場合には、速やかに受注者と協議し、新たな「回答期限」を設けること。
  - (5) 判断が困難な場合は、上司に報告し、その結果を回答すること。
  - (6) 工事担当部署(建設工事の実施をつかさどる部署をいう。以下同じ。)の長は、監督業務が円滑に実施されるよう工事監督官が執った措置について把握し、助言等を行うものとする。